

日常生活用具給付事業における視覚障害者用血圧計の追加 について（お知らせ）

令和2年4月から「視覚障害者用血圧計」を新たに給付対象種目に追加しますので、お知らせします。

1 改正内容について

改正内容は以下のとおりです。

種目	障害及び程度	対象年齢	費用限度額	性能等	耐用年数
視覚障害者 用血圧計	視覚障害2級 以上（視覚障害 者のみの世帯 及びこれに準 ずる世帯）	18歳以上	13,200円	視覚障害者 が容易に使用 できるもの。	5年

<留意事項>

給付を受ける際には、事前申請が必要です。

2 お問合せ先

○ 手続きに関するお問い合わせ先

お住まいの区役所の福祉課障害福祉係にお問い合わせください。

区	所在地	連絡先
中区	中区大手町四丁目1-1 大手町平和ビル2階	Tel 504-2588
東区	東区東蟹屋町9-34	Tel 568-7734
南区	南区皆実町一丁目4-46	Tel 250-4132
西区	西区福島町二丁目24-1	Tel 294-6346
安佐南区	安佐南区中須一丁目38-13	Tel 831-4946
安佐北区	安佐北区可部三丁目19-22	Tel 819-0608
安芸区	安芸区船越南三丁目2-16	Tel 821-2816
佐伯区	佐伯区海老園一丁目4-5	Tel 943-9769

○ 制度に関するお問い合わせ先

広島市健康福祉局障害福祉部障害自立支援課 Tel 504-2148